

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、災害の発生その他のやむを得ない事由により六月に定期総会を開催することが困難な場合、理事会の議を経て、七月以降に定期総会を開催することができる。

第三十七条に次のただし書を加える。

ただし、災害の発生その他のやむを得ない事由により指定された地において定期総会を開催することが困難な場合、理事会の議を経て、開催地を変更することができる。

第四十条第二項中「五十人」を「百人」に改める。

第四十条の二中「代理人」の下に「及び書面」を加え、同条を第四十条の三とし、第四十条の次に次の一条を加える。

(総会における書面による議決権行使)

第四十条の二 災害の発生その他のやむを得ない事由により弁護士会が総会に出席することが困難な場合、当該弁護士会は、理事会の議を経て、書面によって、議決権を行使することができる。この場合においては、議決権を行使する書面を会日の三日前の日の午後五時までに本会に提出しなければならない。

2 災害の発生その他のやむを得ない事由により前条第一項の代理人が総会に出席することが困難な場合、当該代理人は、理事会の議を経て、書面によって、委任を受けた議決権を行使することができる。この場合においては、所属弁護士会の会長の認証を受けた議決権を行使する書面を会日の三日前の日の午後五時までに本会に提出しなければならない。

3 前二項の規定により書面によって行使された議決権の数は、出席した弁護士会及び弁護士である会員の議決権の数に算入する。

附 則

第三十三条第二項、第三十七条、第四十条第二項、第四十条の二及び第四十条の三の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第五十八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 理事は、会規に定める方法により、当該会議の場所以外から理事会に出席することができる。

第五十九条の二第二項中「第五十八条第二項」を「第五十八条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 常務理事は、会規に定める方法により、当該会議の場所以外から常務理事会に出席することができる。

附 則

第五十八条第二項から第四項まで並びに第五十九条の二第二項及び第三項の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第六十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、委員は、会規に定めるところにより、当該会議の場所以外から資格審査会に出席することができる。

第六十九条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、委員は、会規に定めるところにより、当該会議の場所以外から懲戒委員会に出席することができる。

第七十条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、委員は、会規に定めるところにより、当該会議の場所以外から綱紀委員会に出席することができる。

第七十一条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、委員は、会規に定めるところにより、当該会議の場所以外から綱紀審査会に出席することができる。ただし、原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をする場合は、この限りでない。

附 則

第六十七条第二項及び第三項、第六十九条の三第二項及び第三項、第七十条の二第二項及び第三項並びに第七十一条の二第二項及び第三項の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。